

島原地域広域市町村圏組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例施行規則
昭和47年9月7日規則第8号

改正 昭和60年6月7日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、島原地域広域市町村圏組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(申立)

第2条 消防職員が、条例第2条の規定に該当するときは、その消防職員の所属長は、殉職者賞じゆつ申立書（[第1号様式](#)）又は障害者賞じゆつ申立書（[第2号様式](#)）を消防長を経て、管理者に提出しなければならない。

2 前項の賞じゆつ申立書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 消防賞じゆつ金を受けるべき者の戸籍謄本
- (2) 殉職者賞じゆつ金を受けるべき者が、婚姻の届出をしてないが、殉職者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情であつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (3) 殉職者賞じゆつ金を受けるべき者が、配偶者以外の者であるときは、条例第4条第2項に規定する先順位者であると認められる書類

(審査)

第3条 管理者は、前条の申立書を受理したときは、賞じゆつ審査要求書（[第3号様式](#)）により、島原地域広域市町村圏組合消防賞じゆつ審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付するものとする。

第4条 委員会は、前条の審査要求があつたときは、次の各号に掲げる事項を審査し、その結果を賞じゆつ審査報告書（[第4号様式](#)）により、管理者に報告しなければならない。

- (1) 功労の程度
災害を受けた消防職員の勤務の性質、指揮者の命令及び職務を遂行した状況並びにその結果収めた消防の功労等
- (2) 障害の程度
消防職員の受けた傷害がその身体に及ぼす障害の程度

(決定)

第5条 管理者は、前条の報告があつたときは、これに基づき、賞じゆつ金の支給額を決定するものとする。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員若干名をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、島原地域広域市町村圏組合職員及び島原地域広域市町村圏組合議会議員のうちから管理者が任命する。

第7条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

第8条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、消防本部において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年6月7日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

殉職者賞じゆつ申立書

| | | | | | | | |
|---|---|----------------|--------------------|---------|--------------|--------------------|----|
| 島原地域広域市町村圏組合 管理者 殿 | | 申立年月日 昭和 年 月 日 | | | | | |
| 下記のように消防職員、消防団員が災害を受け賞じゆつの必要があるので申立てます。 | | 所属の長 職氏名 印 | | | | | |
| 1 殉職した者 所属 職氏名 (年 月 日生) | | 2 災害を受けた日時、場所 | | | | | |
| | | 3 死亡した日時、場所 | | | | | |
| 4 災害を受け死亡にいたるまでの経過 | | 5 扶養親族 | | | | | |
| | | 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 職業 | 同別居の別 | 収入 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 6 賞じゆつ金を受けるべき者（同順位者があるときは列記のこと） | | | | | | | |
| 住 所 | | 氏 名 | | 生 年 月 日 | | 殉 職 者 と の 関 係 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 7 殉職者の職務執行の状況 | | | | | | | |
| 8 功労の程度 | | | | | | | |
| 9 功労に対する所属長の意見 | | | | | | | |
| 10 医 師 の 証 明 | 傷病名 | | 傷病の部位 | | 死亡の原因及び死亡年月日 | | |
| | 上記に記載した事項は事実と相違ないことを証明します。 昭和 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 氏名 印 | | | | | | |
| 受理年月日 ※昭和 年 月 日 | | | 決定年月日 ※昭和 年 月 日 | | | 支払年月日 ※昭和 年 月 日 | |

(注) 1 10の医師の証明は、同様事項を記載した証明書を添付してもよい。
2 ※欄は、記入しないこと。

第2号様式

障害者賞じゆつ申立書

| | | | | | |
|--|--|--------------------|-------|--------------------|-------|
| 島原地域広域市町村圏組合 管理者 殿 | | 申立年月日 昭和 年 月 日 | | | |
| 下記のように消防職員が災害を受け賞じゆつ の必要があるので申立てます。 | | 所属長の 職、氏名 印 | | | |
| 1 障害となつた者 所属 職、氏名 (年 月 日生) | | 2 災害を受けた日時、場所 | | | |
| 3 扶養親族 | | | | | |
| 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 職業 | 同、別居の別 | 収入 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 4 障害者の職務執行の状況 | | | | | |
| 5 功労の程度 | | | | | |
| 6 功労に対する所属長の意見 | | | | | |
| 7 医師の 証明 | 傷病名 | | 傷病の部位 | | 傷病の程度 |
| | 全治した後に残る障害の程度 | | | | |
| | 上記に記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 昭和 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 氏名 印 | | | | |
| 受理年月日 ※昭和 年 月 日 | | 決定年月日 ※昭和 年 月 日 | | 支払年月日 ※昭和 年 月 日 | |

- (注) 1 7の医師の証明欄は、同様事項を記載した証明書を添付してもよい。
2 ※印の欄は記入しないこと。

第3号様式

賞じゆつ審査要求書

| | |
|--|--|
| 島原地域広域市町村圏組合 消防賞じゆつ審査委員会 委員長 殿 | 要求年月日 昭和 年 月 日 |
| 下記に対する消防賞じゆつ審査委員会に審査を 要求する。 | 島原地域広域市町村圏組合 管理者 印 |
| 1 審査の対象となる者 所属 職、氏名 (年 月 日生) | 2 審査の種別 (1) 殉職者賞じゆつ金 (2) 障害者賞じゆつ金 (年 月 日生) |
| 3 審査をする事業案の内容 | |
| 4 備考 | |

第4号様式

賞じゆつ審査報告書

| | |
|--|---|
| <p>島原地域広域市町村圏組合 管理者 殿</p> | <p>通知年月日 昭和 年 月 日</p> |
| <p>昭和 年 月 日付要求のあつた に対する賞じゆつに関し、審査の結果 下記のとおり判定したので通知する。</p> | <p>島原地域広域市町村圏組合 消防賞じゆつ審査委員会 委員長 印</p> |
| <p>1 功勞の程度 (1) 功勞拔群 (2) 功勞顯著 (3) 功勞あり</p> | <p>2 災害の程度 (1) 殉職 (2) 障害第 級</p> |
| <p>3 賞じゆつ金</p> <p style="text-align: right;">円</p> | |
| <p>4 備考</p> | |